



村田 享子 参議院議員

マンスリーレポート 1月号

JAM

通勤手当、食事支給の非課税限度額の引き上げが実現！ J AM組合員の声で政策が実現 手取りを増やしました！

JAM の皆さん、新年おめでとうございます。参議院議員の村田きょうこです。

先月閉会した臨時国会では、皆さまから強くご要望いただいた「自動車通勤手当の非課税限度額引き上げ」と「ガソリン・軽油暫定税率の廃止」という、生活に直結する大きな成果を勝ち取ることができました！

実質賃金マイナスが続く今だからこそ、働く者・生活者の目線で政策を前へ。

引き続き、村田きょうこに現場の声をお寄せください。

【J AM組合員の声が実現①】通勤手当の非課税枠が11年ぶりに拡大！

JAM 組合員の皆様から、ガソリン高騰による生活苦の相談を多く受けおりました。2024年3月から、繰り返し経済産業委員会で質問をしてきました結果です。

皆さんの手取りを増やすことができました。

<今回の改正のポイント>

1. 非課税限度額の引き上げ額
最大7,100円引き上がります。

2. 粘り強い交渉

2024年3月の初質問では前向きな答弁ではありませんでしたが、1年半訴え続けて実現しました！

3. 見直しの対象

自動車や自転車等での通勤者

(公共交通機関利用者の見直しは、平成28年に最高15万円へ引き上げ済み)

4. 遂って適用

2025年4月以降に支払われた通勤手当にも遂って適用されるので、年末調整で清算
詳細は、JAM 政策 NEWS 第2026-005号をご確認ください。

5. 今後の課題

10km未満については今回変更がなかったため、引き続き見直しを求めていきます。

区分(片道通勤距離)	改正前	改正後
55km以上	31,600円	38,700円
45km以上55km未満	28,000円	32,300円
35km以上45km未満	24,400円	25,900円
25km以上35km未満	18,700円	19,700円
15km以上25km未満	12,900円	13,500円
10km以上15km未満	7,100円	7,300円
2km以上10km未満	4,200円	変更なし

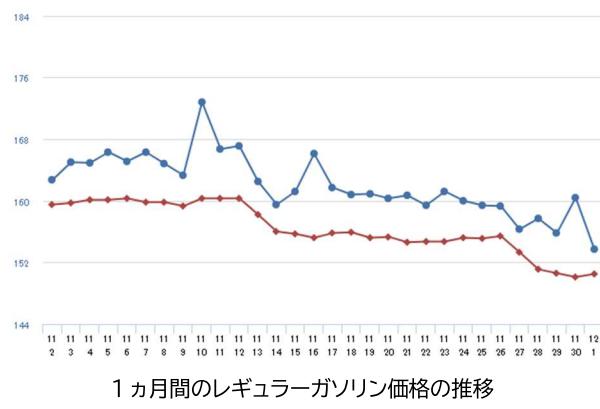
【J AM組合員の声が実現②】ガソリン・軽油暫定税率の廃止が決定！

JAM組合員の皆様より多く相談を受けておりました、ガソリン・軽油暫定税率の廃止が決まりました！暫定税率の廃止法案が、11月28日に全会一致で成立しました。

皆さんの手取りを増やすことができました。

<今回の改正のポイント>

1. ガソリンについて
ガソリン(暫定税率分 25.1円/ℓ)は12月31日に廃止されます！
2. 軽油について
軽油(同 17.1円/ℓ)は来年4月1日に、暫定税率が廃止されます！



【JAM組合員の声が実現③】食事支給の非課税枠が「41年ぶり」に引き上げ！

JAM組合員の皆様の声を踏まえ、取り組んできました食事支給の非課税限度額が41年ぶりに引き上げになります。政府・与党の自民党が2025年12月19日(金)に公表した「令和8年度与党税制改正大綱」において、食事支給に係る所得税非課税上限の引き上げが明記されました。皆さん的手取りを増やすことができました！！

<今回のポイント>

1. 非課税限度額の引き上げ額
3,500円⇒7,500円に引き上がる予定です。
2. 粘り強い交渉
2023年11月の初質問では前向きな答弁ではありませんでしたが、2年間に渡り計3回ほど国会で質問をし続けて実現しました！
3. 手取りを増やせます！
食事補助の導入や補助額の引き上げは、非課税限度額までは税・保険料がかからないので、労使で合意をしやすく、組合員の皆さん的手取りを増やせます。
4. 今後の手続き
与党の税調でまとまった内容が、政府税調を経て、閣議決定し、次の通常国会で正式に決定します。

【国会見学】9単組約200人が来訪

11月から12月にかけて9単組約200人の皆さんが国会見学にお越しくださいました。郡山りょう参議院議員や、おおたけりえ衆議院議員とのコラボもありました。労働組合のご家族の皆さんにもお会いでき、楽しかったです。



【発行元】JAM本部 政策政治グループ
〒105-0014 東京都港区芝2-20-12

[TEL:03-3451-2451](tel:03-3451-2451)

公式サイト⇒<https://murata-kyoko.com/>